

持続可能な公共交通の実現支援補助金公募要領

■ 申請書の提出期間

令和8年6月1日（月）～ 令和8年7月31日（金）

締 切 ： 令和8年7月31日 午後5時（必着）

※ 令和8年4月1日（水）以降で**令和9年1月29日（金）**までに支出が完了している経費が補助対象です。

※ **令和9年2月1日（月）**までに実績報告書を提出する必要があります。

※ 交付決定後、「事業者名（個人事業者においては、個人事業者名）」「交付金額」実施した「持続可能な公共交通の実現支援補助金事業」を公表することがあります。

■ 申請書の提出先

持続可能な公共交通の実現支援補助金事務局

○ 所在地 ： 〒732-0056 広島市東区上大須賀町 1-16 交通会館ビル 2 階
公益社団法人広島県バス協会

○ 提出方法

① 郵送申請 ： 〒732-0056 広島市東区上大須賀町 1-16 交通会館ビル 2 階
公益社団法人広島県バス協会内
持続可能な公共交通の実現支援補助金事務局

受付期限 ： **令和8年7月31日必着**

※ 申請状況によっては、追加の募集を実施します。

② 持参申請

受付時間 ： 9：30～12：00、13：00～17：00
月～金曜日（土日祝を除く）

■ 問合せ先

公益社団法人広島県バス協会

○ 電 話 ： 082-261-3238

○ E-mail ： jizoku-kotu@bus-kyo.or.jp

○ 受付時間 ： 9：30～12：00、13：00～17：00
月～金曜日（土日祝を除く）

《 目 次 》

I 事業概要	1
1 目的	
2 対象事業者	
3 補助対象期間	
4 申請期限	
5 対象事業及び対象経費	
6 補助率及び補助上限・下限額	
II 申請概要	3
1 申請期間	
2 申請の流れ及び提出書類	
3 提出書類	
III 事業実施	6
1 事業実施等について	
2 補助事業者の義務等	
IV その他の留意事項	6
1 他の補助制度との併用	
2 根拠書類	
3 提出された申請書類等の取扱いについて	
V 申請書類等	7
VI Q & A	22
VII 参考（持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱）	27

I 事業概要

1 目的

燃油価格の高騰により、厳しい経営環境にある公共交通事業者に対し、燃油費の高騰に左右されない経営の安定化を目指した省エネ対策の取組等を支援することにより、持続可能な「公共交通」の実現を図ることを目的としています。

2 対象事業者

次のいずれにも該当するもの。

- ① 広島県内に本社及び営業所を置く、道路運送法の規定による「一般乗合旅客運送事業」の許可を受けた事業者であり、かつ、乗合バス車両（乗車定員 11 人以上の車両。以下、「バス車両」という。）を使用し事業を行っている事業者あること。

但し、本社が広島県内にない事業者については、県内の営業所（支社）名で補助申請ができること。

また、以下の②～⑦のすべてを満たすことが必要です。

- ② 補助事業の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していること。
- ③ 補助対象として申請した内容（経費）に関して同一品目において、国・県・市町等が実施する併用を不可とする他の制度（補助金等）から補助金を交付されていないこと。
- ④ 国、県、公益社団法人広島県バス協会（以下「協会」）又は協会から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- ⑤ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑥ 国税及び県税に未納がないこと。
- ⑦ 事業継続の意思があること。

3 補助対象期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 1 月 2 9 日（金）まで

※ 原則対象期間内に発注、支払いが完了した経費が補助対象となります。

※ 都合により、期限内に納期が間に合わない事業のうち、令和 9 年 2 月 2 6 日（金）までに納品または完了が確実と認められるものに限り、概算払い等個別相談対応させていただきます。

4 申請期限

令和 8 年 6 月 1 日（月）～ 令和 8 年 7 月 3 1 日（金）まで

※ 交付決定状況によっては、第 2 次募集又は期限の延長を検討します。

その場合は、別途、事業者の皆様にご周知させていただきます。

5 対象事業及び対象経費

次にあげる事業の実施に要した経費

① 環境対策事業

環境対策に資するもの

《事 例》

下記のいずれかのバス車両（乗車定員 11 人以上）購入 **またはリース**

- ・ **平成 27 年度**燃費基準達成車両（中古を含む）
- ・ 環境対応型車両（EVバス、プラグインハイブリッドバス、ハイブリッドバス、天然ガスバス、燃料電池バス）

※ その他、協会が認める経費

② デジタル化対策

デジタル化対策に資するもの

《事 例》

- ・ 遠隔点呼システム、デジタル掲示板（バス停・車内）、デジタル運行記録システム（「事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）」において国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計）、ダイヤ編成システムの導入、運行管理支援システム、キャッシュレス決済システム・車載器（新規に導入するもの。リプレイスは除く。） など **の購入またはリース** など

※ その他、協会が認める経費

③ 人手不足対策

人手不足対策に資するもの

《事 例》

- ・ 環境整備（**トイレ、更衣室の設置等**）

※ 男性用・女性用どちらも対象となります。

○ 補助対象とならない経費

次の経費は補助の対象となりません。

- ① 乗合バス事業以外（貸切バス、特定バス）の事業に供する車両及び専ら広島県内の運行の用に供しない車両等に掛かる経費
- ② 間接経費（振込手数料、光熱費、収入印紙代等）
- ③ 対象期間後に支出した経費
- ④ 既存機器更新等に要した経費
- ⑤ ランニングコスト（家賃や通信費などの経常的な経費など）
- ⑥ 雇用に係る経費
- ⑦ 不動産購入に係る経費
- ⑧ 補助対象経費の申請、請求に係る経費の証拠書類に不備のある経費
- ⑨ その他、補助金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

○ 消費税等の取扱について

消費税等は補助対象となりません。

補助金額に消費税等が含まれている場合、補助事業完了後、補助金に係る消費税等仕入控除税額（※）の確定に伴い、仕入控除税額確定報告書の提出を求めことになります。

6 補助率及び補助上限額

①環境対策 【補助率】 9／10以内 (リースの場合は、リース開始日から令和9年1月29日までに支払った額の9／10) 【補助上限】 1社500万円
②デジタル化対策 【補助率】 2／3以内 (リースの場合は、リース開始日から令和9年1月29日までに支払った額の2／3) 【補助上限】 自社の所有する乗合バス事業に供するバス車両数 40台以上：保有台数×5万円 40台未満：200万円
③人手不足対策 【補助率】 2／3以内 【補助上限】 1箇所200万円

※ ①環境対策、②デジタル化対策、③人手不足対策の併用は可能です。

II 申請概要

1 申請期間

令和8年6月1日（月）～ 令和8年7月31日（金）

締切：令和8年7月31日（金）午後5時（必着）

※ 令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）までに支出が完了している経費が補助対象です。

※ 交付決定後、「事業者名（個人事業者においては、個人事業者名）」「交付金額」実施した「持続可能な公共交通の実現支援補助金事業」を公表することがあります。

2 申請の流れ及び提出書類

補助対象経費、補助金交付申請額など算出については、提出前に確認をお願いします。

(1) 申請方法

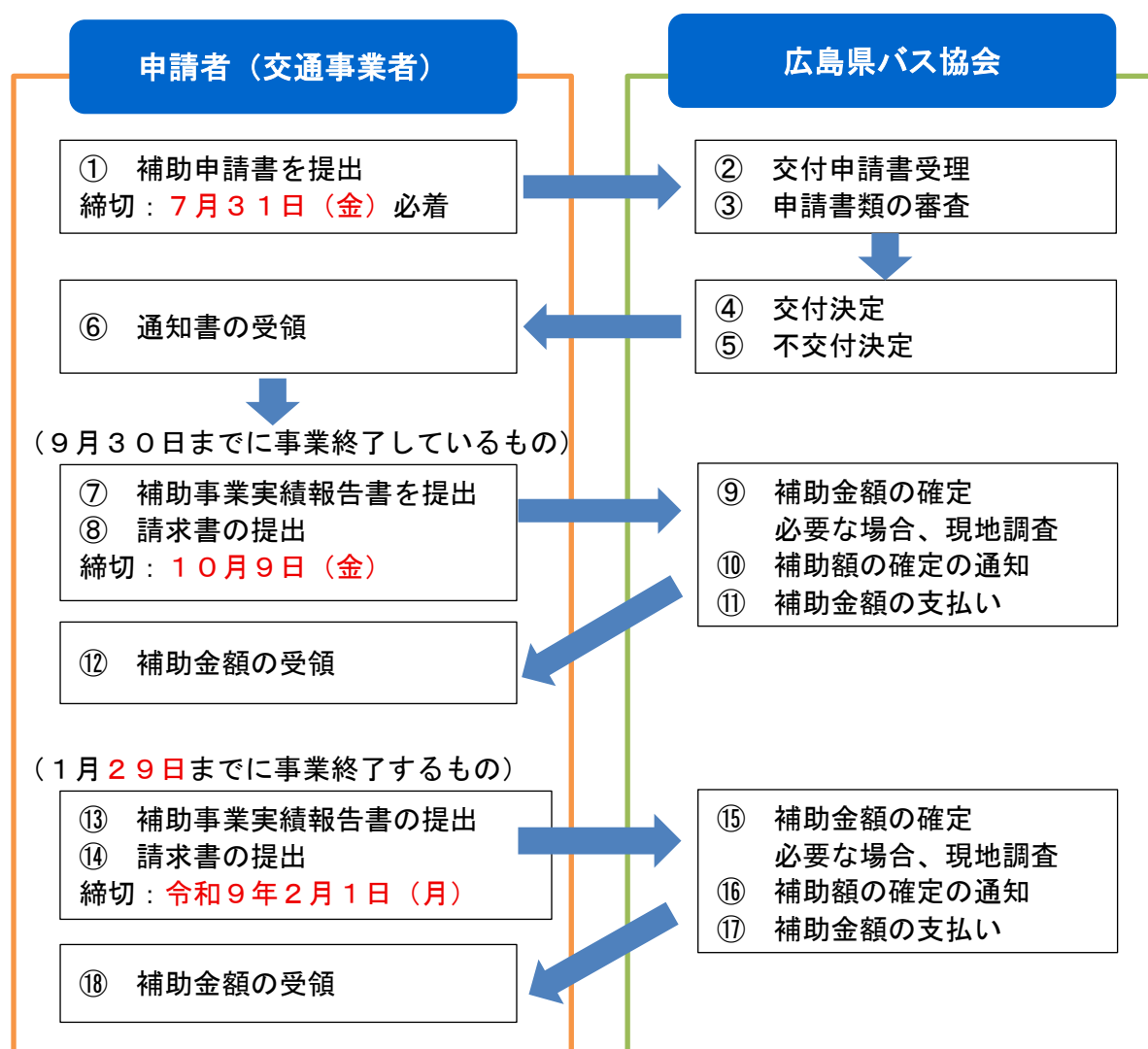
- ① 郵送 提出先：〒732-0056 広島市東区上大須賀町 1-16 交通会館ビル 2 階
公益社団法人広島県バス協会内

持続可能な公共交通の実現支援補助金事務局宛て

- ② 持参（持参の場合は、月～金曜日（祝日を除く）に限り受理します。）

受付時間：9：30～12：00、13：00～17：00 月～金曜日（土日祝を除く）

(2) 申請フロー



3 提出書類

(1) 補助申請時

① 持続可能な公共交通の実現支援補助金交付申請書	別記様式第1号
② 事業計画及び経費積算内訳書	別記様式第1号 別紙1
③ 誓約書	別記様式第1号 別紙2
④ 輸送実績報告書（R7）の写し ※ 乗合車両数のわかる頁	添付すること
⑤ 見積書、カタログ、諸元表その他事業計画内容を補足・説明する資料	必要に応じて添付すること
⑥ 工事する箇所の現状の図面と完成後の図面 ※環境整備事業に限る	添付すること
⑦ バス運転者の配置計画書 ※環境整備事業に限る	添付すること

(2) 変更・事業中止時

① 持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る変更交付申請書または持続可能な公共交通の実現支援補助金補助金補助事業廃止承認申請書	別記様式第2号 または 別記様式第3号
② 事業計画及び経費積算内訳書（変更申請の場合）	別記様式第2号 別紙1
③ 見積書、カタログ、諸元表その他事業計画内容を補足・説明する資料（変更申請の場合）	必要に応じて添付すること

(3) 実績報告・支払い請求時

① 持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助事業実績報告書	別記様式第4号
② 事業報告及び経費支出内訳	別記様式第4号 別紙1
③ 持続可能な公共交通の実現支援補助金精算払請求書	別記様式第5号
④ 支出内容が確認できる資料（写しでも可） （納品書、請求書、領収書等） ※1 令和9年1月29日までの支払いとなっているもの ※2 領収書は、補助申請者名での請求となっているもの（上様は認められない） ※3 レシートは認められないことから、領収書を徴取すること ※4 総合振込の場合は、補助対象経費を含めた振込額と同額となる相手方からの請求書を添付すること。 また、補助対象経費がわかるようにすること。	添付すること
⑤ 備品の設置状況がわかる写真	添付すること
⑥ 通帳のコピー（表面、表紙をめくった1枚目）	添付すること
⑦（車両購入の場合）自動車検査証の写し	添付すること
⑧ 整備した箇所の工事結果、購入物品の設置状況がわかる写真	添付すること

Ⅲ 事業実施

1 事業実施等について

- (1) 対象となる経費は、令和8年4月1日以降、令和9年1月29日までに支出した経費です。
- (2) 交付決定について
 - ① 交付申請額と交付決定額は異なる場合があります。
 - ② 交付決定額は補助金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告の提出を受け、補助金の額を確定します。
 - ③ 補助金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- (3) 補助金の支払いについて
原則、補助事業完了後の実績報告の提出を受け、補助金の額を確定した後支払います。

2 補助事業者の義務等

補助事業の交付決定を受けた場合は、次の条件を遵守しなければなりません。

- (1) 補助事業の交付条件の変更について
補助事業の補助対象経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に会長の承認を受けなければなりません。
- (2) 検査への対応について
補助事業終了後であっても、協会などが補助事業の運営及び経理状況について現地検査を行う場合、これに応じる必要があります。

Ⅳ その他の留意事項

1 他の補助制度との併用

国及び市町などが実施する他の補助制度が認めている場合、併用した交付申請も可能です。
なお、他の制度と併用している場合、交付決定額の合算が、過充当にならないよう留意してください。交付決定後に過充当が発見された場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

2 根拠書類

支出根拠書類として同一書類により、同一額を複数の補助対象経費として重複申請した場合、全ての対象の申請を受理しません。また、交付決定後において重複申請が判明した場合、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

3 提出された申請書類等の取扱いについて

提出された申請書類等の機密保持については、補助事業実施のためにのみ使用します。
ただし、補助事業者に採択された場合は、協会及び広島県の情報公開規定に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

V 申請書等

申請等していただく場合には、次頁以降の様式を使用します。

1 送付状およびチェック表（申請・変更・実績用）

申請書等を提出していただくときに書類に不備等がないか確認するために使用します。

申請書等と合わせて提出してください。

2 持続可能な公共交通の実現支援補助金交付申請書および誓約書

補助金を申請する場合に、提出していただくことになります。

令和8年7月31日（金）が提出期限です。

3 持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る変更交付申請書

交付決定後の事業について、事業費全体の20%以上の減少となる内容の変更や複数の事業を申請している場合で、事業費相互間で20%以上の内容の変更を行う場合に変更申請をしていただくことになります。

4 持続可能な公共交通の実現支援補助金補助金補助事業廃止承認申請書

交付決定後の事業について、中止する場合に提出していただくことになります。

5 持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助事業実績報告書

交付決定後の事業について、実績を報告する場合に提出していただくことになります。

令和9年2月1日（月）が提出期限です。なお、令和9年1月29日（金）までに支出が完了している必要があります。

6 持続可能な公共交通の実現支援補助金清算払請求書

実績報告書と合わせて提出していただくことになります。

7 持続可能な公共交通の実現支援補助金概算払請求書

特別な場合を除いて、提出していただくことはありません。

令和 年 月 日

公益社団法人広島県バス協会 様

事業者名

担当者名

連絡先

持続可能な公共交通の実現支援補助金の関係書類を下記のとおりお送りします。

(□にチェックを入れてください。)

1 補助申請時

- ☐ 持続可能な公共交通の実現支援補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ☐ 事業計画及び経費積算内訳書（別記様式第1号 別紙1）
- ☐ 誓約書（別記様式第1号 別紙2）
- ☐ 輸送実績報告書（R7）の写し（※乗合車両数のわかる頁を添付すること）
- ☐ 見積書、カタログ、その他事業計画内容を補足・説明する資料（必要に応じて添付すること）
- ☐ 工事する箇所の現状の図面と完成後の図面（環境整備事業に限る）
- ☐ バス運転者の配置計画書（環境整備事業に限る）

2 補助変更申請時または中止時

- ☐ 持続可能な公共交通の実現支援補助金変更交付申請書（別記様式第2号）または、持続可能な公共交通の実現支援補助金補助事業廃止承認申請書（別記様式第3号）
- ☐ 事業計画及び経費積算内訳書（別記様式第2号 別紙1）・・・変更時のみ
- ☐ 見積書、カタログ、諸元表その他事業計画内容を補足・説明する資料（必要に応じて添付すること）・・・変更時のみ

3 実績報告・支払い請求時

- ☐ 持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助事業実績報告書（別記様式第4号）
- ☐ 事業報告及び経費支出内訳（別記様式第4号 別紙1）
- ☐ 持続可能な公共交通の実現支援補助金清算払請求書（別記様式第5号）
- ☐ 支出内容が確認できる資料（写しでも可）
 - ☐ 納品書 ☐ 請求書 ☐ 領収書 ☐ その他（ ）
- ※1 令和9年1月29日までの支払いとなっているもの
- ※2 領収書は、補助申請者名での請求となっているもの（上様は認められない）
- ※3 レシートは認められないことから、領収書を徴取すること
- ※4 総合振込の場合は、補助対象経費を含めた振込額と同額となる相手方からの請求書を添付すること。また、補助対象経費がわかるようにすること
- ☐ 備品の設置状況がわかる写真
- ☐ 通帳のコピー（表面、表紙をめくった1枚目）
- ☐ （車両購入またはリースの場合）自動車検査証の写し
- ☐ （環境整備の場合）整備した箇所の工事結果、購入物品の設置状況がわかる写真

持続可能な公共交通の実現支援補助金申請チェックリスト

事業者名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

チェック内容	チェック
1. 持続可能な公共交通の実現支援補助金交付申請書（別記様式第1号）	
① 所在地に記載された住所は、広島県内の本社または営業所であるか。	
② 乗合バス車両（乗車定員11人以上の車両）を使用し路線バス事業を行っている事業者であるか。	
② 申請書に記入漏れ、印鑑の押印漏れはないか。	
③ 交付申請額は、交付上限額以内で1,000円単位に切り捨ててあるか。 ※ 環境対策は、1社500万円 ※ デジタル化対策 上限：定員11名以上のバス 5万円／台（最低200万円） ※ 人手不足対策は、1カ所200万円	
2. 事業計画及び経費積算内訳（様式第1号 別紙1）	
① 事業計画は、対象事業であるか。	
② 事業計画に記載漏れはないか。	
③ 積算内訳の金額が見積書等と整合性はあるか。	
④ 補助事業に要する経費①×②部分が税抜きになっているか。	
⑤ 補助対象となる経費は、補助率かつ1,000円未満切り捨てとなり、また、上限額以内となっているか。	
3. 誓約書（様式第1号 別紙2）	
① 申請書に記入漏れ、印鑑の押印漏れはないか。	
4. その他	
① 添付資料は揃っているか。	
○ 一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書（R7）	
○ 見積書、カタログなど事業計画内容を補足・説明する資料	
② デジタル運行記録システムなど（要件等がある場合）	
国土交通大臣が選定した機種であるか。	
③ 人手不足対策（環境整備事業）	
工事する箇所の現状の図面と完成後の図面の写しはあるか	
バス運転者の配置計画書はあるか	

持続可能な公共交通の実現支援補助金変更申請チェックリスト

事業者名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

チェック内容	チェック
1. 持続可能な公共交通の実現支援補助金変更交付申請書（別記様式第2号）	
① 所在地に記載された住所は、広島県内の本社または営業所であるか。	
② 申請書に記入漏れ、印鑑の押印漏れはないか。	
③ 交付申請額は、交付上限額以内で1,000円単位に切り捨ててあるか。 ※ 環境対策は、1社500万円 ※ デジタル化対策 上限：定員11名以上のバス 5万円／台（最低200万円） ※ 人手不足対策は、1カ所200万円	
2. 事業計画及び経費積算内訳（様式第2号 別紙1）	
① 事業計画は、対象事業であるか。	
② 事業計画に記載漏れはないか。	
③ 積算内訳の金額が見積書等と整合性はあるか。	
④ 補助事業に要する経費①×②部分が税抜きになっているか。	
⑤ 補助対象となる経費は、補助率かつ1,000円未満切り捨てとなり、また、上限額以内となっているか。	
3. その他	
① 添付資料は揃っているか。	
○ 見積書、カタログなど事業計画内容を補足・説明する資料	
○ 中古車購入の場合は、車検証の写し	
② デジタル運行記録システムなど（要件等がある場合） 国土交通大臣が選定した機種であるか。	
③ 人手不足対策（環境整備事業） 工事する箇所の現状の図面と完成後の図面の写しはあるか バス運転者はあるか	

持続可能な公共交通の実現支援補助金実績報告チェックリスト

事業者名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

チェック内容	チェック
1. 持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助事業実績報告書（様式第4号）	
① 交付決定日は、交付決定通知書の日付と一致しているか。	
② 事業実施期間の終了日は、令和9年1月29日までとなっているか。	
2. 事業報告及び経費支出内訳（様式第4号 別紙1）	
① 事業内容は、「事業報告及び経費支出内訳」に記載している項目と一致しているか。	
② 「補助対象となる経費」は、交付決定時の事業ごとの決定額以内であるか。	
③ 事業全体で20%以上の減額、または、事業間で20%以上の変更はないか。（その場合は、変更申請が必要です。）	
3. 持続可能な公共交通の実現支援補助金精算払請求書（様式第5号）	
① 交付決定日は、交付決定通知書の日付と一致しているか。	
② 口座振込先は、通帳のコピーと一致しているか。	
4. その他	
① 添付資料は揃っているか。	
○ 財産管理台帳（単体の取得価格が1件あたり50万円以上の場合）	
○ 請求書・納品書・領収書等が揃っており、申請者宛となっているか。 また、令和9年1月29日までの支払いとなっているか。	
○ 備品の設置状況がわかる写真はあるか。	
○ （車両購入またはリースの場合）自動車検査証の写しはあるか。	
○ （環境整備の場合）整備した箇所の工事結果、購入物品の設置状況がわかる写真はあるか。	

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮 井 康 裕 様

所 在 地
団 体 名
代表者名

印

持続可能な公共交通の実現支援補助金交付申請書

この補助事業を次のとおり実施しますので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第 4 条の規定によって、補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額

補助金交付申請額 金 円

2 事業計画

別紙 1 事業計画及び経費積算内訳のとおり

4 事業期間

令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

※ 補助事業の完了期限は、令和 9 年 1 月 2 9 日（金）までとする。

事業計画及び経費積算内訳

事業名					
【事業計画】					
1 事業の目的					
2 事業の内容					
3 事業期間					
【積算内訳】					
経費区分	単価①	数量②	単位	補助事業に要する 経費 ①×②	補助対象となる経費
合 計					

※数量が特定できない場合は、1 式で記載すること

公益社団法人 広島県バス協会長 様
会長 仮 井 康 裕 様

誓 約 書

- 公益社団法人広島県バス協会が定める「持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱」第 2 条第 2 項各号のいずれにも該当しています。

- 公益社団法人広島県バス協会が定める「持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱」第 9 条第 2 項各及び第 11 条 2 項に基づき補助金の返還を求められたときは、交付された補助金について定められた期限内に返還いたします。

令和 年 月 日

所在地

団体名

代表者

印

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮 井 康 裕 様

所 在 地
事業者名
代表者名

印

持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る変更交付申請書

令和8年 月 日付け第 号で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更して実施します。
ますので、補助金の変更交付を申請します。

1 補助金変更交付申請額

・ 交 付 決 定 額	金	円
・ 変 更 交 付 申 請 額	金	円

2 事業計画

別紙1 事業計画及び経費積算内訳のとおり

3 事業期間

令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

※ 補助事業の完了期限は、令和9年1月29日（金）までとする。

事業計画及び経費積算内訳

事業名						
【事業変更概要】						
区分	内 容					
変 更 前						
変 更 後						
変更理由						
【積算内訳】						
経 費 区 分		単価①	数量②	単位	補助事業に要する 経費 ①×②	補助対象となる経費
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
合 計						

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮 井 康 裕 様

所 在 地
事業者名
代表者名

印

持続可能な公共交通の実現支援補助金補助金補助事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号により交付決定を受けたこの補助事業を次のとおり廃止したいので、承認を申請します。

1 廃止の理由

2 廃止年月日

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮 井 康 裕 様

所 在 地
団 体 名
代表者名

印

持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた補助事業を完了しましたので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第10条の規定により、別紙のとおり実績を報告します。

1 事業実績

別紙1 事業実績書のとおり

2 補助事業費

別紙2 補助金支出表のとおり

3 事業実施期間

令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

事業報告及び経費支出内訳

事業名					
【実績報告】					
1 実施内容					
2 事業効果					
【支出内訳】					
経費区分	単価①	数量②	単位	補助事業に要する 経費 ①×②	補助対象となる経費
合 計					

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮 井 康 裕 様

所 在 地
団 体 名
代表者名

印

持続可能な公共交通の実現支援補助金清算払請求書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたこの事業について、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第10条に基づき、次のとおり請求します。

請 求 額 金 円

内 訳

交付決定額	受領済額	今回請求額	差引残額	備 考
円	円	円	円	

(口座振込先)

銀 行 名	
支 店 名	
口座番号	
(フリガナ) 口 座 名	

別記様式第6号

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮 井 康 裕 様

所 在 地
団 体 名
代表者名

印

持続可能な公共交通の実現支援補助金概算払請求書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたこの事業について、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第12条に基づき、次のとおり請求します。

請 求 額 金 円

内 訳

交付決定額	受領済額	今回請求額	差引残額	備 考
円	円	円	円	

(口座振込先)

銀 行 名	
支 店 名	
口座番号	
(フリガナ) 口 座 名	

補 助 事 務 Q & A

補助事務（共通）

（問１）令和８年４月１日以前に発注し、補助期間内に納入されたものは補助対象になりますか。

（答１）補助対象にはなりません。令和８年４月１日以降に発注し、原則、令和９年１月２９日までに納品・支払されたものが対象となります。

但し、期限内に納期が間に合わない車両の購入および環境整備に限り、令和９年２月２６日までに納期が確実に認められるものにメーカーまたは施工業者の確約がある場合は、個別相談対応させていただきます。

（問２）補助申請書等への押印（代表社印）は必要ですか。

（答２）補助申請書、実績報告書等については、押印は必要です。

（問３）複数の事業（車両購入、デジタル運行記録システムなど）を合わせて自社の補助上限額を超えるように申請することは可能ですか。

（答３）可能です。その場合は、補助申請書、実績報告書等にそれぞれの事業内容について記載してください。補助金額は上限額までとなります。

（問４）乗合バス事業で補助を貰った車両について、貸切バス事業に用途変更する場合はどうなるのでしょうか。

（答４）車両の用途が変更される場合は、補助金の返還義務が生じる可能性があります。今後、状況が生じる見込み場合は、バス協会に事前に連絡をお願いします。基本的には、車両の法定耐用年数を超えるまでは用途変更は出来ないと考えられます。

（問５）乗合バス事業で補助を貰った車両について、乗用と兼用する場合は、どうなりますか。

（答５）乗用と兼用する場合は対象となりません。

（問６）乗合タクシーと乗用事業を行っている場合、補助申請、補助上限額はどうなりますか。

（答６）乗車定員１０人以下の車両については、すべて一般社団法人広島県タクシー協会に申請してください。

（問７）補助申請、実績報告の申請期限を過ぎた場合はどうなりますか。

（答７）状況に応じて２次募集も検討させていただきますが、原則、期限後申請、報告は受けません。やむを得ない事業がある場合は、事前に事務局に相談してください。

（問８）全ての事業について補助金の概算払い（事前支払い）が可能ですか。

（答８）原則、事業終了後の清算払い（実績払い）とさせていただきます。令和９年１月２９日時点での納品が難しい事業について、個別相談させていただければと考えています。

(問 9) 他の制度と併用している場合、交付決定額の合算が、過充当にならないよう留意してください。とは、どういうことですか。

(答 9) 例えば、1 千万円の車両を購入する場合に、他の補助制度で 1 / 2 の 5 百万円を受領する場合は、1 千万円の 9 / 1 0 を申請すると過充当となります。この場合は、1 千万円から 5 百万円を引いた残りの 5 百万円の 9 / 1 0 が補助対象経費となります。

(問 10) どういう場合が事業変更になりますか。

(答 10) 交付決定後の事業について、事業費全体の 2 0 % 以上の減少となる内容の変更又は、複数の事業を申請している場合は、事業費相互間で 2 0 % 以上の内容の変更を行う場合が変更申請の対象となります。

(問 11) 決定通知書が届いたが、次はどうしたらいいのか。

(答 11) 公募要領をよく読み「持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助事業実績報告書」をはじめとする資料一式を作成し、持続可能な公共交通の実現支援補助金事務局へ提出ください。

締切：令和 8 年 9 月 3 0 日までに事業終了するもの 令和 8 年 1 0 月 9 日（金）
令和 9 年 1 月 2 9 日までに事業終了するもの 令和 9 年 2 月 1 日（月）

(問 12) 実績報告が令和 9 年 2 月 1 日（月）までに間に合わなかったらどうなるのか。

(答 12) 申請者の理由による場合は、補助金は交付されません。メーカー側の納品遅れなど特別な事情がある場合は、事務局へご相談ください。

(問 13) 令和 9 年 1 月 2 9 日までに支払い完了しても納品がまだの場合の実績報告は納品されて写真を撮影してからでいいのか

(答 13) 実績報告（清算払請求または概算払請求含む）は令和 9 年 2 月 1 日（月）までに報告願います。但し、令和 9 年 1 月 2 9 日（金）までに納期が終了しない事業は、納期確約書（※ 1）を令和 9 年 2 月 1 日（月）までに提出してください。

納期確約書の物品・サービスは、令和 9 年 2 月 2 6 日（金）までに完了し、すみやかに備品の設置状況がわかる写真を準備し、事務局へ送付先をご相談ください。

※ 1 「令和 9 年 2 月 2 6 日（金）までに納期を確約する」旨が記された企業名入りの確約書

(問 14) 申請したものと購入したものが変わり、金額が安くなってしまったが決定額分はもらえるのか。また、逆に金額が高くなってしまったがどうなるのか。

(答 14) 申請時の物品やサービスが変更となった場合、変更となった内容のわかるものを提出ください。但し、購入金額が少なった場合は、交付額の再計算を行い、減額し交付します。

また、交付金額を 2 0 % 以上減少する場合、事業間で補助対象となる経費が 2 0 % 以上変更される場合、変更届が必要となりますので、事務局へご相談ください。

また、金額が高くなったとしても、交付決定金額の上限は変わりません。

補助対象（車両更新）

（問 15）車両購入については、新車でなければならないのですか。

（答 15）平成 27 年度燃費基準達成車両であれば、中古車両も対象となります。

（問 16）車両購入については、規格等の制限（大型のみなど）がありますか。

また、リースは対象になりますか。

（答 16）乗合事業に供している車両であれば制限はありません。また、定期運行、デマンド運行等運行形態についても制限はありませんが、スクールバス等特定輸送や乗用との兼用車両は対象外です。貸切バスと併用の場合は、乗合バス用の装備（運賃箱や押しボタンなど）がないものは認められません。

なお、車両の償却期間を超えるまでは、用途変更や売却、広島県外の営業所への転籍は出来ません。

また、リースも対象になりますが、リースの場合は、リース開始日から令和 9 年 1 月 29 日までに支払った額の 9 / 10 が上限となります。

（問 17）申請した車両と購入予定の車両が変更になったが、何か手続きが必要か。

（答 17）申請時の車両が変更となった場合、交付申請時と同様に見積書・カタログ・諸元表などの車両の詳細を説明する資料を実績報告時に提出ください。

但し、交付金額を 20 % 以上減少する場合、事業間で補助対象となる経費が 20 % 以上変更される場合、変更届が必要となりますので、事務局へご相談ください

（問 18）電動バス（EVバス）等ディーゼル車以外の車両も対象となりますか。

（答 18）補助対象となります。

（問 19）電動バス（EVバス）等の購入またはリースに付随する充電設備の購入や付帯工事も補助対象となりますか。

（答 19）補助対象となります。但し、充電設備設置工事のみの事業では補助対象となりません。

車両購入またはリースとセットで補助申請をお願いいたします。

補助対象（デジタル化対策）

（問 20）デジタル化対策は、燃油費高騰対策になるものでないといけませんか。

（答 20）燃油費高騰対策とならなくても構いません。

（問 21）共同バス停等に共同でデジタル掲示板を設置する場合も対象になりますか。

（答 21）補助対象となります。共同で設置する事業者同士で補助上限の範囲内で負担割合を決定し、それぞれの補助申請に計上してください。

(問 22) キャッシュレス決済システム・車載器は P A S P Y から他のシステムに変更する場合も対象になりますか。

(答 22) 対象になりません。今まで、キャッシュレス決済システム・車載器を導入していない事業者が対象です。

補助対象（人手不足対策）

(問 23) 人手不足対策の環境整備費は、女性用以外も対象になりますか。

(答 23) 対象になります。女性バス運転者に限らず、男性バス運転者用も対象です。
なお、バス運転者が使用しない事務所等は対象になりません。

(問 24) 休憩室に設置する備品は補助対象となりますか。

(答 24) 新たに整備した更衣室に設置するロッカーに限り、補助対象となります。環境整備と併せて実施することが条件となります。（備品のみの購入は認められません。）

追加 Q & A

(問 25) 国交省補助金（令和 8 年度交通 D X ・ G X による経営改善支援事業補助金）を活用する予定がありますが、こちらの補助金は、地方公共団体等の補助金との併用は原則的に制限しないとされていますが、交付するのが地方公共団体等であっても、その原資が国庫支出金である場合は併用不可となっています。

今回の持続可能な公共交通の実現支援補助金は、上記の国交省の補助金と併用可能でしょうか。

(答 25) 併用は可能です。

国及び国費により地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する内容の事業は補助対象となりませんのでご注意ください。ただし、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」との併用のみ可能です。とあり、持続可能な公共交通の実現支援補助金はそれに該当しますので、併用できます。

VII 参考

持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱

広島県補助事業執行団体

公益社団法人 広島県バス協会

（目的）

第1条 この要綱は、広島県内に本社、支社、営業所等を置く道路運送法の規定による「一般乗合旅客運送事業」の許可を受けた事業者（以下、「事業者」という。）に対し、燃油費の高騰に左右されない経営の安定化を目指した省エネ対策の取組等を支援することにより、持続可能な公共交通の実現を図ることを目的とする。

（補助金交付の対象者）

第2条 広島県内に本社及び営業所を置く、道路運送法の規定による「一般乗合旅客運送事業」の許可を受けた事業者であり、かつ、乗合バス車両（乗車定員11人以上の車両。以下、「バス車両」という。）を使用し事業を行っている事業者あること。（公益社団法人 広島県バス協会（以下、「協会」という。）の会員、非会員を問わない。）

但し、本社が広島県内にない事業者については、県内の支社、営業所名で補助の申請ができることを条件とする。

2 次の各号のすべてに該当する事業者であること。

- (1) 補助事業の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していること。
- (2) 補助対象として申請した内容（経費）に関して同一品目において、国・県・市町等が実施する併用を不可とする他の制度（補助金等）から補助金を交付されていないこと。
- (3) 国、県、協会又は協会から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- (4) 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- (5) 国税及び県税に未納がないこと。
- (6) 事業継続の意思があること。

3 本補助金の対象となる事業者は、県が実施するデジタルサービス活用型人手不足対策事業の対象とはなりません。

（補助金交付の対象）

第3条 補助交付の対象となる事業は、別表1で定める事業のうち協会長が必要かつ適当と認めるものとする。

（補助金の申請）

第4条 補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 事業者は、補助金の申請について、他の団体から「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を原資とした支援金又は補助金等を受けている場合は、事前に協会に問い合わせることとする。

（補助金の上限）

第5条 補助金の上限は、別表1に定める（千円未満端数切捨て）。但し、予算の範囲内において調整（減額）する場合がある。

（申請の期限）

第6条 補助金の申請は、令和8年7月31日（金）（必着）までとする。

但し、交付申請の状況を踏まえ、協会長が必要と認めた場合は、申請期限の延長、新たな申請期間の設定について定める場合がある。その場合は、別途、事業者に対して周知を行う。

（交付の決定）

第7条 協会は、第4条の補助金交付申請書の提出があった時には、速やかにその内容を審査し、申請が適正と認められる場合は、交付決定を行い、事業者に対し、別記様式第7号により通知する。

また、申請の内容が補助の要件を充たしていない場合は、不交付の決定を行い、別記様式8号により、通知する。

（補助事業の中止・変更等）

第8条 事業者は、補助事業の中止、内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、別紙様式2号により、あらかじめ協会長に承認を受けることとする。

（交付決定の取り消し等）

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 事業者が、法令、この要綱又はこの要綱の規定に基づく協会の指示等に違反したとき
- (2) 事業者が、虚偽の申請等の不正や、その他協会が不相当と認める行為により補助金を受領したことが判明した場合
- (3) 事業者が、補助金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

2 協会は、前項の取消し又は変更をした場合で、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の

返還を命ずるものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助金の実績報告の様式は、別記様式 4 号のとおりとする。その期限は、令和 9 年 2 月 1 日（月）までとする。

2 事業者は、実績報告と合わせて別記様式 5 号による請求書を添付するものとする。

（補助金の額の確定等）

第 11 条 協会は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知する。

2 協会は、事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときには、その越える部分の補助金の返還を命ずる。

（交付の特例）

第 12 条 協会は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。概算払い請求書の様式は別記様式 6 号のとおりとする。

（交付の方法等）

第 13 条 協会は、第 11 条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（帳簿等の保存期間）

第 14 条 事業者は、補助金に関する収支を明らかにした帳簿（申請書類等一式）を備え、補助金を受領した日の属する会計年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

（立入検査等）

第 15 条 協会は、必要に応じ、補助事業の状況等について、事業者に対し報告させ、又は指定する職員に係る事業者の施設に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 事業者は、立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

（財産の管理）

第 16 条 事業者は、補助事業により取得した 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の財産について、別記様式第 10 号の財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

（処分制限）

第 17 条 事業者は、補助金交付対象を購入した日から起算して、1 年を経過するまでの期間、車両購入にあっては、登録の日から起算して、法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡（転売）、交換、廃棄、売却、多用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

2 事業者は、前項に該当する財産を処分しようとするときは、別記様式第 11 号による財産処分承認申請書 1 部を協会に提出しなければならない。

3 事業者は、前項により承認を受けて財産の処分を行ったときは、別記様式第 12 号による財産処分報告書 1 部を協会に提出しなければならない。

4 前項の財産の処分により、事業者に収入があるときは、協会は、その収入の全部又は一部の納入を命ずることができる。

（その他必要な事項）

第 17 条 協会は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

区分	事業内容
①環境対策	【対象事業】下記のいずれかのバス車両購入 ・平成27年度燃費基準達成車両（中古を含む） ・環境対応型車両（EVバス、プラグインハイブリッドバス、ハイブリッドバス、天然ガスバス、燃料電池バス） 【補助率】9／10以内 【補助上限】1社500万円
②デジタル化対策	【対象事業】デジタル化対策に資するもの 遠隔点呼システム、デジタル掲示板（バス停・車内）、デジタル運行記録システム（「事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）」において国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計）、ダイヤ編成システムの導入、運行管理支援システム、キャッシュレス決済システム・車載器（新規に導入するもの。リプレイスは除く。）など 【補助率】2／3以内 【補助上限】車両保有台数40台以上：保有台数×5万円 【補助上限】車両保有台数40台未満：200万円
③人手不足対策	【対象事業】人材確保に向けた環境整備 ・環境整備（トイレ、更衣室の設置等） ※ 男性用・女性用どちらも対象となります。 【補助率】2／3以内 【補助上限】1箇所200万円

※ ①環境対策、②デジタル化対策、③人手不足対策の併用は可能

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮 井 康 裕 様

所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

印

持続可能な公共交通の実現支援補助金交付申請書

この補助事業を次のとおり実施しますので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第 4 条の規定によって、補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額

補助金交付申請額 金 円

2 事業計画

別紙 1 事業計画及び経費積算内訳のとおり

4 事業期間

令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

※ 補助事業の完了期限は、令和 9 年 1 月 2 9 日（金）までとする。

事業計画及び経費積算内訳

事業名					
【事業計画】					
1 事業の目的					
2 事業の内容					
3 事業期間					
【積算内訳】					
経費区分	単価①	数量②	単位	補助事業に要する経費 ①×②	補助対象となる経費
合 計					

※数量が特定できない場合は、1式で記載すること

公益社団法人 広島県バス協会長 様

誓 約 書

- 公益社団法人広島県バス協会が定める「持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱」第 2 条第 2 項各号のいずれにも該当しています。

- 公益社団法人広島県バス協会が定める「持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱」第 9 条第 2 項各号及び第 11 条第 2 項に基づき補助金の返還を求められたときは、交付された補助金について定められた期限内に返還いたします。

令和 年 月 日

所在地

団体名

代表者

印

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮 井 康 裕 様

所 在 地
事業者名
代表者名

印

持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る変更交付申請書

令和8年 月 日付け第 号で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更して実施しますので、補助金の変更交付を申請します。

1 補助金変更交付申請額

・ 交 付 決 定 額	金	円
・ 変更交付申請額	金	円

2 事業計画

別紙1 事業計画及び経費積算内訳のとおり

3 事業期間

令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

※ 補助事業の完了期限は、令和9年1月29日（金）までとする。

事業計画及び経費積算内訳

事業名						
【事業変更概要】						
区分	内 容					
変 更 前						
変 更 後						
変更理由						
【積算内訳】						
経 費 区 分	単価 ①	数量 ②	単位	補助事業に要する 経費 ①×②	補助対象となる経 費	
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
合 計						

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮 井 康 裕 様

所在地
事業者名
代表者名

印

持続可能な公共交通の実現支援補助金補助金補助事業廃止承認申請書

令和8年 月 日付け指令 第 号により交付決定を受けたこの補助事業を
次のとおり廃止したいので、承認を申請します。

1 廃止の理由

2 廃止年月日

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮 井 康 裕 様

所在地
団体名
代表者名

印

持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた補助事業を完了しましたので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第10条の規定により、別紙のとおり実績を報告します。

1 事業実績

別紙1 事業実績書のとおり

2 補助事業費

別紙2 補助金支出表のとおり

3 事業実施期間

令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

事業報告及び経費支出内訳

事業名					
【実績報告】					
1 実施内容					
2 事業効果					
【支出内訳】					
経費区分	単価 ①	数量 ②	単位	補助事業に要する経費 ①×②	補助対象となる経費
合	計				

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮 井 康 裕 様

所 在 地
団 体 名
代表者名


 印

持続可能な公共交通の実現支援補助金清算払請求書

令和 年 月 日付で交付決定を受けたこの事業について、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請 求 額 金 円

内 訳

交付決定額	受領済額	今回請求額	差引残額	備 考
円	円	円	円	

(口座振込先)

銀 行 名	
支 店 名	
口座番号	
(フリガナ) 口 座 名	

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮 井 康 裕 様

所 在 地
団 体 名
代表者名



持続可能な公共交通の実現支援補助金概算払請求書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたこの事業について、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請 求 額 金 円

内 訳

交付決定額	受領済額	今回請求額	差引残額	備 考
円	円	円	円	

(口座振込先)

銀 行 名	
支 店 名	
口座番号	
(フリガナ) 口 座 名	

別記様式第7号

広バス協第 号
令和 年 月 日

(申 請 者)

様

公益社団法人 広島県バス協会
会 長 仮 井 康 裕

交 付 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付で交付申請のありました、持続可能な公共交通の実現支援補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 事業名	
2 事業の内容	交付申請書の記載のとおり
3 交付決定額	合計 円

別記様式第8号

広バス協第 号
令和 年 月 日

(申 請 者)

様

公益社団法人 広島県バス協会
会 長 仮 井 康 裕

不 交 付 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付で交付申請のありました、持続可能な公共交通の実現支援補助金について、不交付することに決定したので通知します。

記

1 事業名	
2 不交付の理由	

広バス協第 号
令和 年 月 日

(申 請 者)

様

公益社団法人 広島県バス協会
会 長 仮 井 康 裕

補 助 交 付 額 の 確 定 通 知 書

令和 年 月 日付け で交付決定した持続可能な公共交通の実現
支援補助金の額を、令和 年 月 日付け実績報告に基づいて下記のとおり確
定したので通知します。

記

1 事業名	
2 事業実績の内容	事業報告書の記載のとおり
3 交付決定額	合 計 円
4 補助金の確定額	合 計 円

別記様式第 10 号

財 産 等 管 理 台 帳

財産名	規格	取得価格	補助額	取得年月日	耐用年数	財産処分の状況			備考
						処分方法	処分年月日	処分結果 の状況	

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮 井 康 裕 様

所在地
団体名
代表者名

財 産 処 分 承 認 申 請 書

持続可能な公共交通の実現支援補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により申請します。

財 産 名	
取 得 年 月 日	
耐 用 年 数	
取 得 価 格	
補 助 金 額	
処 分 予 定 年 月 日	
処 分 方 法	
処 分 収 入 見 込 額	
処 分 理 由	
備 考	

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮 井 康 裕 様

所在地
団体名
代表者名

財 産 処 分 報 告 書

令和 年 月 日付け指令 第 号により処分の承認を受けた財産を、次のとおり処分しましたので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第 16 条第 4 項の規定により報告します。

財 産 名	
取 得 年 月 日	
耐 用 年 数	
取 得 価 格	
補 助 金 額	
処 分 年 月 日	
処 分 方 法	
処 分 収 入 額	
処 分 理 由	
備 考	